

平成14年11月6日
水産庁 境港漁業調整事務所

韓国漁船による違法漁具の押収について

10月12日、島根県隠岐郡西郷町白島崎から北西沖約65Kmの日韓暫定水域に隣接する我が国排他的経済水域において、漁業取締船「みうら」が、無許可で設置された韓国漁船によるものと思われる違法漁具を発見し、10月12日に米子簡易裁判所から、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（略称：漁業主権法）」第5条第1項違反（無許可操業）で捜索差押許可状の発付（本年7件目）を受けて、漁業取締船「みうら」「みはま」及び「かなえ」の3隻により、10月13日から11月6日の間に、延べ8日間かけて漁具の押収を行った。

押収した漁具は底刺網で、漁網に掛かっていた漁獲物の殆どがズワイガニであることから、ズワイガニを目的に漁具を設置したものと思われる。

漁網に掛かっていたズワイガニは、資源保護のため海中へ戻している。

（本件の漁具押収量） 底刺網 27Km、 同用ロープ 11Km

11月7日午前8時半頃から、境港（花町岸壁）で漁業取締船「みうら」が押収した漁具（底刺網13Km、同用ロープ4Km）を陸揚予定。

更に、島根県簸川郡大社町日御碕から北西沖約66Kmの我が国排他的経済水域においても、無許可で設置された韓国漁船によるものと思われる漁具を漁業取締船「海鳳丸」が発見し、10月24日に米子簡易裁判所から捜索差押許可状の発付（本年8件目）を受けて、押収作業を継続している。

問合せ先：水産庁 境港漁業調整事務所
電話：0859-44-3681
担当者：小谷

（参 考）

本年7件目までの累計押収量・8件目は未集計。（昨年 は 年間分）

	件数	底刺網	同用ロープ	カニ籠	同用ロープ
本年	7件	134Km	50Km	1754個	86Km
昨年	6件	39Km	14Km	335個	15Km